

第21 独立行政法人国立印刷局

不 当 事 項

予 算 経 理

(427) 常勤医師が取得した研究日において研究等先の医療機関等から報酬を得ていた場合は、研究日とは認められず、正規の勤務時間を勤務したとみなすことはできないのに、当該時間に係る給与を減額することなく支給していたもの

| | |
|--|-----------------------------|
| 科 目 | 病院費用 |
| 部 局 等 | 独立行政法人国立印刷局本局 |
| 常勤医師の給与の概要 | 常勤医師に対して支給される俸給等 |
| 研究日において研究等先の医療機関等から報酬を得ていた常勤医師の数 | 5名 |
| 研究等先の医療機関等から報酬を得ていた期間に上記の5名に支給された給与の総額 | 117,519,346円(平成21年6月～24年8月) |
| 上記のうち減額すべきであった給与額の合計 | 3,523,759円 |

1 常勤医師の勤務の概要

(1) 常勤医師の給与等の概要

独立行政法人国立印刷局(以下「印刷局」という。)は、職員等の診療及び健康管理並びに地域医療への貢献を目的として、東京病院^(注)を運営している。東京病院は、昭和11年に内閣印刷局の職域病院として東京都北区に設置され、その後、62年に保険医療機関の指定を受けて一般開放を行い地域住民の診療を行っている。そして、印刷局は、平成24年4月1日現在で東京病院に常時勤務する医師(以下「常勤医師」という。)を17名配置している。

(注) 東京病院は、平成25年4月1日に社会医療法人に移譲されている。

印刷局は、独立行政法人国立印刷局法(平成14年法律第41号)第4条において、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号。以下「通則法」という。)第2条第2項に規定された特定独立行政法人とされており、また、通則法第51条において、特定独立行政法人の役員及び職員は国家公務員とされている。したがって、印刷局の職員である常勤医師には国家公務員法(昭和22年法律第120号)が適用され、同法第101条により、勤務時間中職務に専念しなければならないこととされている。

そして、印刷局本局は、独立行政法人国立印刷局職員給与規則(平成15年規則第11号)及び独立行政法人国立印刷局年俸制職員給与規則(平成18年規則第8号。以下、これらを合わ

せて「給与規則等」という。)に基づき常勤医師に所定の給与(年俸制)を支給している。給与規則等では、職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、その勤務しない時間につき勤務1時間当たりの給与額を減額して支給することとされている。

(2) 研究日の概要

印刷局は、「東京病院及び小田原健康管理センター医師に対する研究日の見直しについて」(平成18年6月本局人事労務部病院運営担当部長事務連絡。以下「事務連絡」という。)に基づき、常勤医師が東京病院の診療の質的向上に貢献することなどのために原則として1週間のうち半日以内の範囲で大学病院等に赴き、研修、診療、研究等(以下、これらを「研究等」という。)を行う研究日を取得することを認めている。常勤医師が研究日の取得を希望する際には、年度ごとに東京病院長に申請書を提出して承認を得ることとされており、研究日に研究等を行った場合は、独立行政法人国立印刷局就業規則(平成15年規則第8号。以下「就業規則」という。)第80条第2項に基づき、正規の勤務時間を勤務したとみなすこととされている。ただし、就業規則第9条第2項において、職員が報酬を得て行う兼職は制限されていることから、印刷局は、常勤医師が研究日に行う研究等は報酬を得ずに行うことを前提としている。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、常勤医師が取得した研究日において報酬を得ていないか、常勤医師の給与は適正に算定されているかなどに着眼して、印刷局本局及び東京病院において、前記の常勤医師17名のうち研究日を取得していた9名を対象として、研究日申請書、タイムカード、職員別給与簿等の書類を確認したり、印刷局本局の職員を通じて研究等の内容を確認したりするなどして会計実地検査を行った。

(2) 検査の結果

検査したところ、次のとおり適正とは認められない事態が見受けられた。

印刷局本局は、前記の常勤医師9名が20年1月から24年8月までの間に取得した研究日について、いずれも正規の勤務時間を勤務したとみなして、それぞれの常勤医師に所定の給与を支給していた。

しかし、上記の研究日に行った研究等の内容について、印刷局本局の職員を通じて上記の9名及び研究等先の医療機関等に確認するなどしたところ、このうち5名は、21年6月から24年8月までの間に、取得した研究日において、研究等先の医療機関等から報酬を得ていた。これらの研究日については、事務連絡に基づく研究日とは認められないことから、上記の5名がこれらの研究日に研究等先の医療機関等において研究等を行うなどしていた計1,065時間については、正規の勤務時間を勤務したとみなすことはできない。

したがって、前記5名の給与については、月ごとの減額の対象となる時間数(3時間から21時間)にそれぞれの月の勤務1時間当たりの給与額(2,591円から3,772円)を乗じた額の合計3,523,759円を、当該期間に支給されていた所定の給与額の合計117,519,346円から減額すべきであったのに、印刷局本局は、これを減額することなく支給していて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、上記の常勤医師5名において、国家公務員の服務規律を遵守することについての認識が欠けていたこと、印刷局において、常勤医師に対して

研究日の趣旨等について十分な指導を行っていなかったこと、研究日における研究等先の医療機関等からの報酬の有無を適切に把握していなかったことなどによると認められる。

物 件

(428) 一般旅券冊子用カーフの購入契約における予定価格の積算に当たり、原料の市場価格の変動率を誤って算定していたため、支払額が過大となっていたもの

| | |
|-------------|----------------------------|
| 科 目 | 原材料 |
| 部 局 等 | 独立行政法人国立印刷局本局 |
| 契 約 名 | 旅券冊子用カーフ |
| 契 約 の 概 要 | 一般旅券冊子の表紙として使用するカーフを購入するもの |
| 契 約 の 相 手 方 | 株式会社三新 |
| 契 約 | 平成 24 年 5 月 一般競争契約(単価契約) |
| 支 払 額 | 125,127,450 円(平成 24 年度) |
| 過大となっていた支払額 | 700 万円(平成 24 年度) |

1 契約等の概要

独立行政法人国立印刷局(以下「印刷局」という。)は、独立行政法人国立印刷局法(平成 14 年法律第 41 号)に基づき、一般旅券冊子の製造を行っている。そして、印刷局は、この旅券冊子の表紙として使用する旅券冊子用カーフ(1 枚当たり 420mm×600mm。以下「カーフ」という。)を調達するため、一般競争契約により平成 24 年 5 月に株式会社三新と単価契約を締結しており、24 年度に計 125,127,450 円を支払っている。

カーフは、紙に石油系の薬品を塗布して製造されるものであり、5 年間有効の一般旅券冊子に使用されるものは紺色に、10 年間有効の一般旅券冊子に使用されるものはえんじ色に、それぞれ着色される。

印刷局は、本件契約の予定価格の基礎となるカーフ 1 枚当たりの単価について、主原料費(紙に係る費用)、副原料費(石油系の薬品に係る費用)、加工費、経費及び管理費の各費用を合計するなどして、紺色のカーフについては 235.86 円、えんじ色のカーフについては 285.14 円と算定して、これらの単価にそれぞれの年間発注予定数量を乗ずるなどして予定価格を積算している。

上記の費用のうち、副原料費については、本件契約の予定価格の積算時の市場価格を 23 年 5 月に締結した前年度のカーフ購入契約(以下「前年度契約」という。)時の市場価格で除することとして変動率を求め、これを前年度契約の副原料費相当額に乗じて算定している。

この変動率の算定に当たっては、副原料が石油系の薬品であることから、石油製品であるナフサの市場価格を用いている。

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、経済性等の観点から、予定価格の積算が適切に行われているかなどに着眼し

て、印刷局本局において、本件契約を対象として、契約関係書類等により会計実地検査を行った。

(2) 検査の結果

検査したところ、次のとおり、適切とは認められない事態が見受けられた。

印刷局は、前記の副原料費の算定に用いる変動率について、ナフサ1キロリットル当たりの市場価格を本件契約の予定価格の積算時は53,000円、前年度契約時は50,000円であるとして、106%と算定していた。

しかし、上記の50,000円は前年度契約時の市場価格ではなく、誤って22年5月の市場価格を適用したものであり、正しくは23年5月の市場価格である61,000円を適用すべきであった。

したがって、適正なナフサの市場価格により変動率を求めると87%となり、これにより予定価格の基礎となるカーフ1枚当たりの単価を修正計算すると、紺色のカーフは217.21円、えんじ色のカーフは258.73円となる。そして、これらの単価にそれぞれの納入実績数量19万枚、27万5000枚を乗ずるなどして計算すると118,041,682円となり、前記の支払額125,127,450円は、これに比べて約700万円過大となっていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、印刷局において、予定価格の積算に当たり、ナフサの市場価格の適用年月についての確認が十分でなかったことによると認められる。

第47 独立行政法人国立青少年教育振興機構、(第21 独立行政法人国立印刷局)、
(第44 独立行政法人日本原子力研究開発機構)

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

(1)-(3) 有効に利用されていない土地について具体的な処分計画を策定して国庫納付に向けた手続に着手するなどするよう改善させたもの

| | | | |
|-----------------------------------|---|-----|--|
| 部 | 局 | 等 | (1) 独立行政法人国立青少年教育振興機構本部、 国立江田島青少年交流の家 |
| | | | (2) 独立行政法人国立印刷局本局 |
| | | | (3) 独立行政法人日本原子力研究開発機構本部、 東海、大洗両研究開発センター |
| 科 | 目 | 土地 | |
| 有効に利用されていない土地に係る平成25年3月31日現在の帳簿価額 | | (1) | 4872 万円 |
| | | (2) | 1 億 4600 万円 |
| | | (3) | 2 億 8232 万円 |

1 独立行政法人の保有資産の概要

(1) 3 独立行政法人の保有資産

独立行政法人国立青少年教育振興機構(以下「国立青少年教育振興機構」という。)、独立行政法人国立印刷局(以下「国立印刷局」という。)及び独立行政法人日本原子力研究開発機構(以下「日本原子力研究開発機構」という。また、以下、これらを合わせて「3 独立行政法人」という。)は、土地(事業用地、 宿舍用地等。帳簿価額(平成25年3月31日現在。以下同じ。)は、国立青少年教育振興機構 369 億 6292 万円、国立印刷局 1678 億 9175 万余円、日本原子力研究開発機構 851 億 5127 万余円)を保有しており、そのほとんどは、3 独立行政法人が設立された際に、それぞれの業務を確実に実施するために必要な資産であるとして、国等から承継した資産である。

(2) 保有資産の見直しと不要財産の処分

独立行政法人は、22 年の独立行政法人通則法(平成11年法律第103号。以下「通則法」という。)の改正により、中期目標期間の途中であっても、通則法第8条第3項の規定により、その保有する重要な財産であって主務省令で定めるものが将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる場合には、当該財産(以下「不要財産」という。)を処分しなければならないこととされ、通則法第46条の2の規定により、不要財産であって政府からの出資又は支出(金銭の出資に該当するものを除く。)に係るものについては、遅滞なく、主務大臣の認可を受けて、これを国庫に納付することとされている。また、不要財産であって政府以外の者からの出資に係るものについては、通則法第46条の3の規定により、出資者から持分の払戻しの請求があった場合は、遅滞なく出資者に払い戻すこととされている。

そして、政府は、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月閣議決定。以下「基本方針」という。)において、各独立行政法人が、幅広い資産を対象に、自主

的な見直しを不断に行い、保有する必要性があるかなどについて厳しく検証して、不要と認められるものについては速やかに国庫に納付することなどを掲げている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

独立行政法人は、前記のとおり、基本方針において、保有する幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行い、保有する必要性があるかなどについて厳しく検証することなどが求められている。

そこで、本院は、有効性等の観点から、3独立行政法人が保有している土地が業務を確実に実施するという目的に沿って有効に利用されているか、利用されていない土地について売却等の処分計画や施設整備等の利用計画が策定されているかなどに着眼して、前記の土地を対象として、3独立行政法人の本部等において、施設の配置図等の関係書類及び土地の現況を確認するなどして会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 国立青少年教育振興機構

国立青少年教育振興機構は、18年4月に、野外活動中継センター予定地 968.62㎡(帳簿価額 4872 万円)を政府からの出資に見合う資産として、解散した独立行政法人国立青年の家から承継しており、国立江田島青少年交流の家の施設利用者が、登山やサイクリング等の際に利用する休憩所や中継施設の整備予定地としていた。しかし、25年4月の会計実地検査時においてもこの土地は更地のままとなっていて有効に利用されておらず、また、具体的な処分計画又は利用計画は策定されていなかった。

(2) 国立印刷局

国立印刷局は、15年4月に、西ヶ原第2敷地 722.44㎡(帳簿価額 1 億 4600 万円)を政府からの出資に見合う資産として国から承継しており、業務に必要な施設の整備予定地としていた。そして、国立印刷局は、20年4月に独立行政法人に対して不要財産の国庫納付を義務付けることなどを内容とする法律案(その後、21年7月に審査未了により廃案となった。)が国会に提出されたことなどを踏まえて、21年度末において、現に利用していないこと、将来の利用計画を想定していないことなどから次年度以降に売却又は国庫納付を予定しているとして、帳簿価額を回収可能サービス価額(正味売却価額)まで減額する会計処理である減損処理を行っており、22年度末から24年度末においても同様の理由から減損処理を行っていた。

このように国立印刷局は、21年度末以降、前記土地の処分の必要性を認識しており、売却又は国庫納付に先立って必要となる検討作業等を適宜実施していた。しかし、25年2月の会計実地検査時点においても、具体的な処分計画は策定されていなかった。

(3) 日本原子力研究開発機構

日本原子力研究開発機構は、17年10月に、表に掲げる土地計 12,000㎡(帳簿価額計 2 億 8232 万余円)を政府、民間企業等からの出資に見合う資産として、解散した日本原子力研究所及び核燃料サイクル開発機構から承継しており、既存の宿舍等の用地の一部として管理してきた。しかし、24年12月の会計実地検査時点においてもこれらの土地は更地のままとなっていて有効に利用されておらず、また、具体的な処分計画又は利用計画は策定されていなかった。

表 承継時から具体的な処分計画又は利用計画が策定されないまま有効に利用されていない土地
(平成24年度末現在)

| 研究開発拠点等の名称 | 土地の名称 | 左記のうち、有効に利用されていない部分に係る面積 (㎡) | 帳簿価額 |
|------------|----------|---------------------------------|--------------|
| 本部 | 荒谷台診療所用地 | 2,100 | 6373 万余円 |
| 東海研究開発センター | 百塚原団地用地 | 2,600 | 5655 万円 |
| | 箕輪団地用地 | 3,300 | 3628 万余円 |
| 大洗研究開発センター | 一里塚住宅用地 | 4,000 | 1 億 2575 万余円 |
| 計 | | 12,000 | 2 億 8232 万余円 |

このように、3 独立行政法人において、業務を確実に実施するために必要であるとして国等から承継した土地が有効に利用されておらず、これらの土地について具体的な処分計画又は利用計画を策定しないまま保有していて、通則法の改正の趣旨及び基本方針ののっっていない事態は適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、3 独立行政法人において、それぞれ次のことなどによると認められた。

- ア 国立青少年教育振興機構において、本部が、有効に利用されていない土地について、自主的な見直しを不断に行うなどの体制を十分に整備していなかったこと、また、各施設において、有効に利用されていない土地について自主的な不断の見直しや、具体的な処分計画又は利用計画を策定することについての理解が十分でなかったこと
- イ 国立印刷局において、有効に利用されていない土地について、売却等の処分決定に先立って必要となる検討作業等については適宜実施していたものの、具体的な処分計画を策定することについての検討が十分でなかったこと
- ウ 日本原子力研究開発機構において、有効に利用されていない土地について自主的な不断の見直しや、具体的な処分計画又は利用計画を策定することについての理解が十分でなかったこと

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、3 独立行政法人は、次のとおり処置を講じた。

- ア 国立青少年教育振興機構は、25 年 6 月に、前記の土地について、文部科学大臣に対して、不要財産の国庫納付に係る認可申請書を提出した。そして、同年 9 月に、保有資産等利用検討委員会規程を制定して、土地等の見直しについて、業務を実施する上で必要最小限のものとなっているかを検証するための体制の整備を図るとともに、各施設の所長に文書を発して、自主的な不断の見直しを行うことについての周知徹底を図った。
- イ 国立印刷局は、25 年 3 月に、前記の土地について、第 3 期中期計画(25 年度から 29 年度まで)において適切な処分を行うこととした上で、具体的な処分計画を策定して、同年 4 月から、測量等の国庫納付に向けた具体的な手続を開始した。
- ウ 日本原子力研究開発機構は、25 年 4 月及び 5 月に、前記の土地について、具体的な処分計画を策定して、測量等の国庫納付に向けた具体的な手続を開始するとともに、同年 8 月に、各研究開発拠点に業務連絡を発して、自主的な不断の見直しや、具体的な処分計画又は利用計画を策定することについての周知徹底を図った。